



平成29年(行ウ)第 号 不開示決定処分取消請求事件

原告 上脇博之

被告 国

証拠説明書

2017(平成29)年10月2日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人代表

弁護士 阪口 徳雄



号証	標目		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲1	行政文書開示請求書	写	平成29年5月10日	原告	原告が本件対象文書を情報公開請求した事実
甲2	行政文書開示決定通知書 (近財統-1第776号)	写	平成29年7月10日	近畿財務局長 美並義人	本件不開示決定処分の事実
甲3	〇〇設置趣意書	写	不明	学校法人森友 学園	開示された本件対象文書
甲4	行政文書開示決定通知書 (近財統-1第513号)	写	平成29年5月2日	近畿財務局長 美並義人	以前に開示された文書には瑞穂の国記念 小学校などと記載がある事実
甲5	設立予定の小学校の 案内	写	不明	学校法人森友 学園	設立予定の小学校の案内